

## 令和7年度第9回筑西市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和7年12月4日（木）午後3時から午後4時21分

2、開催場所 筑西市役所 4階 全員協議会室

3、出席委員（19人）

会長	22番	水柿 重壽
委員	1番	関口 均
	2番	高島 敏男
	3番	永井 尚子
	4番	岩渕 進
	5番	坂入 進
	6番	齊藤 秀樹
	7番	赤城 美子
	8番	齊藤 一弥
	9番	中澤 保
	11番	須藤 栄一
	12番	竹内 紀男
	13番	國府田 喜久男
	14番	高橋 修
	16番	稻見 くに子
	17番	寺内 美雄
	18番	秋山 員宏
	19番	宮山 繁治
	20番	大林 富子

4、欠席委員

10番	栗島 菊雄
21番	瀬端 洋
23番	蓮沼 俊男
24番	新井 英雄

## 5、議事日程

1、開会

2、議事録署名委員の指名

3、議案

- |          |   |
|----------|---|
| 議案第 49 号 | 農地法第3条の規定による許可について                                |
| 議案第 50 号 | 農地法第4条の規定による許可について                                |
| 議案第 51 号 | 農地法第5条の規定による許可について                                |
| 議案第 52 号 | 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について                      |
| 議案第 53 号 | 現況確認証明（非農地証明）について                                 |
| 議案第 54 号 | 買受適格証明（3条）について                                    |
| 議案第 55 号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（一括方式） |
| 議案第 56 号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について（再配分）  |

## 4、報告

- |          |                           |
|----------|---------------------------|
| 報告第 31 号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について  |
| 報告第 32 号 | 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について |
| 報告第 33 号 | 非農地判断について                 |

## 5、閉会

## 6、農業委員会事務局職員

事務局長	早瀬 道生
農業委員会事務局副局長兼農地調整課長	中澤 俊明
農地調整課庶務調整係 課長補佐	市村 進司
農地調整課庶務調整係 主任	大塚 早也佳
農地調整課庶務調整係 主任	渡辺 光紀
農地調整課庶務調整係 主事	山本 裕泰

## 7、会議の概要

議長	<p>只今より、令和7年度第9回筑西市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>只今の出席委員 19名であります。これは、委員の過半数に達しておりますので、筑西市農業委員会会議規則 第6条の規定により、会議は成立いたします。</p> <p>なお、欠席の報告がありました委員は、10番 栗島 菊雄 委員、21番 濱端洋 委員、23番 蓮沼 俊男 委員、24番 新井 英雄 委員です。</p> <p>会議書記に、農業委員会事務局の早瀬局長、中澤副局長、市村補佐、大塚主任、渡辺主任、山本主事の諸君を指名いたします。</p> <p>本日の日程は、お手元に配布したとおりであります。</p> <p>なお、会期は、本日一日といたします。ご了承願います。</p> <p>次に、日程第2 議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>筑西市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、1番・関口 均 委員と2番・高島 敏男 委員、以上2名を本会議の議事録署名委員に、指名いたします。</p> <p>それでは、日程第3 議案第49号「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。</p> <p>それでは、議案について、事務局より説明願います。</p>
事務局長	山本主事より説明させます。
山本主事	<p>議案第49号、農地法第3条の規定による許可について、令和7年12月4日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。次のページをお願いします。</p> <p>番号1番から6番は保留となります。</p> <p>番号：7番、権利：所有権移転無償、所在：鷺島字中谷原、登記簿地目：畠、現況地目：畠、面積：598 m<sup>2</sup>、外2筆、合計3筆、合計面積 6,859 m<sup>2</sup>、譲渡人又は貸主：筑西市谷原、譲受人又は借主：筑西市谷原、経営面積、渡人：6,859 m<sup>2</sup>、受人：25,350 m<sup>2</sup>、受人の労力総数及び稼働数：3、3。</p> <p>8番、所有権移転有償、関本上字藤株、畠、畠、1,339 m<sup>2</sup>、外1筆、合計2筆、合計面積 3,104 m<sup>2</sup>、筑西市関本中、筑西市関本肥土、7,094 m<sup>2</sup>、28,261 m<sup>2</sup>、3、3。</p> <p>9番、賃貸借権、舟生字下木有戸、畠、畠、7,553 m<sup>2</sup>、牛久市上柏田、筑西市玉戸、24,761 m<sup>2</sup>、179,676.48 m<sup>2</sup>、1、1。</p> <p>次のページをお願いします。</p> <p>10番、所有権移転有償、向上野字百合、畠、畠、1,206 m<sup>2</sup>、筑西市東石田、筑西市寺上野、12,601 m<sup>2</sup>、58,039 m<sup>2</sup>、1、1。</p> <p>11番、所有権移転有償、桑山字拾參番耕地、畠、畠、1,241 m<sup>2</sup>、外9筆、合</p>

計 10 筆、合計面積 5,633 m<sup>2</sup>、筑西市知行、筑西市二木成、10,343 m<sup>2</sup>、13,566 m<sup>2</sup>、1、1。

12 番、所有権移転無償、谷中字谷中西、田、田、109 m<sup>2</sup>、筑西市谷中、筑西市谷中、11,717 m<sup>2</sup>、11,717 m<sup>2</sup>、1、1。

次のページをお願いします。

13 番、所有権移転有償、小栗字上町西、田、田、2,999 m<sup>2</sup>、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 4,746 m<sup>2</sup>、筑西市成田、筑西市小栗、728 m<sup>2</sup>、30,458 m<sup>2</sup>、2、2。

14 番、所有権移転有償、小栗字太郎丸、畠、畠、728 m<sup>2</sup>、筑西市成田、筑西市小栗、728 m<sup>2</sup>、9,643 m<sup>2</sup>、2、2。

15 番、所有権移転無償、関本上字瀬上、畠、畠、418 m<sup>2</sup>、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 1,836 m<sup>2</sup>、筑西市関本中、筑西市関本中、7,094 m<sup>2</sup>、1,458 m<sup>2</sup>、2、2。

16 番、所有権移転有償、西方字相ノ内、畠、畠、236 m<sup>2</sup>、筑西市西方、筑西市玉戸、328 m<sup>2</sup>、0 m<sup>2</sup>、1、1。

次のページをお願いします。

17 番、所有権移転有償、子思儀字子思儀、田、田、2,480 m<sup>2</sup>、外 5 筆、合計 6 筆、合計面積 20,044 m<sup>2</sup>、筑西市子思儀、筑西市石塔、0 m<sup>2</sup>、375,464 m<sup>2</sup>、2、2。

18 番、所有権移転無償、細田字富士前、田、田、888 m<sup>2</sup>、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 2,710 m<sup>2</sup>、筑西市谷永島、筑西市谷永島、44,753 m<sup>2</sup>、44,753 m<sup>2</sup>、1、1。

19 番、所有権移転有償、押尾字御新田、田、田、3,249 m<sup>2</sup>、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 3,794 m<sup>2</sup>、筑西市押尾、筑西市押尾、9,312 m<sup>2</sup>、3,837 m<sup>2</sup>、3、2。

次のページをお願いします。

20 番、所有権移転無償、向上野字南原、山林、畠、8,822 m<sup>2</sup>、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 9,215 m<sup>2</sup>、つくば市栗原、つくば市作谷、9,215 m<sup>2</sup>、3,272 m<sup>2</sup>、2、1。

21 番、所有権移転有償、藤ヶ谷字谷中、畠、畠、2,009 m<sup>2</sup>、古河市尾崎、筑西市藤ヶ谷、3,664 m<sup>2</sup>、21,329 m<sup>2</sup>、3、3。

22 番、所有権移転有償、口戸字南田、畠、畠、760 m<sup>2</sup>、小美玉市下玉里、筑西市柴山、1,270 m<sup>2</sup>、333,311 m<sup>2</sup>、4、2。

23 番、所有権移転無償、島字島、田、田、459 m<sup>2</sup>、水戸市大塚町、筑西市蕨、459 m<sup>2</sup>、0 m<sup>2</sup>、1、1。

次のページをお願いします。

24 番、所有権移転有償、東石田字舟熊、畠、畠、370 m<sup>2</sup>、筑西市東石田、筑西市松原、2,733 m<sup>2</sup>、0 m<sup>2</sup>、1、1。

25 番、所有権移転有償、海老江字東田、田、田、2,994 m<sup>2</sup>、外 10 筆、合計 11 筆、合計面積 7,455 m<sup>2</sup>、筑西市海老江、筑西市築地、16,198 m<sup>2</sup>、134,629 m<sup>2</sup>、

4、3。

26番、所有権移転有償、小栗字下町西、畑、畑、431m<sup>2</sup>、栃木県真岡市八木岡、筑西市小栗、431m<sup>2</sup>、7,240m<sup>2</sup>、2、2。

次のページをお願いします。

27番、所有権移転有償、下高田字草刈橋、畑、畑、428m<sup>2</sup>、外1筆、合計2筆、合計面積4,394m<sup>2</sup>、筑西市下高田、筑西市下高田、4,394m<sup>2</sup>、16,761m<sup>2</sup>、4、2。

28番、所有権移転有償、下高田字前田、田、田、1,320m<sup>2</sup>、筑西市甲、筑西市下高田、16,761m<sup>2</sup>、16,761m<sup>2</sup>、4、2。

以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

受付番号7番から、調査委員の報告をお願いします。

寺内美雄

委 員

17番、寺内が報告いたします。

先月、11月の28日に、明野支所において申請書類の確認を行いました。

今回、3条案件で6件ほどあるんですが、7番と、それから10番、まずこの2件について報告をいたします。

まず7番ですが、渡人と受人は、いわゆる新宅本宅の関係です。

これまで受人が耕作していたんですが、渡人の方で、もうこれから耕作できないということで、受人に相談したところ、耕作してもいいよ、もらってもいいよということで、新宅本宅という関係もあって、無償ということで引き受けもらうことにしたということでした。

それから10番ですけれども、渡人はこれまで、芝畠として芝屋さんに貸していたそうです。

大きな車が入れないからということで、今回返されてしまって、どうしようかと思っていたところを、幸い受人から、申し出があって、売買ということになったとのことでした。

2件とも、許可相当かと思われますが、皆さんのご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

議 長

8番をお願いします。

齊藤一弥

委 員

8番の齊藤です。

8番と、21番を報告します。

11月26日、関城支所におきまして書類審査をいたしました。

その後電話で連絡したんですが、渡人はお出になりませんで、受人の方に電

議 長

話で確認しました。

以前からこの畠を耕作していたようで、渡人が高齢のために、規模縮小するということで、買っていただけないかということだそうです。

21番は、書類審査の後に、この代理人とお会いすることがありまして、その場でお聞きしました。

渡人は、遠方に住んでおりますので、管理ができない、受人は、芝を作つて売る方で買っていただけないかということで代理人が橋渡しになったようです。

以上許可相当と思われますが、皆様のご審議をよろしくお願ひします。

竹内 紀男  
委 員

9番をお願いします。

12番竹内です。

私からは、9番と15番を報告いたします。

11月26日の関城支所において、書類審査、現地を確認しました。

後日ですね、9番と15番の渡人に、電話連絡をいたしまして、間違いないということでした。

書類に不備もなく、許可相当と判断いたしますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。以上です。

議 長

11番をお願いします。

岩渕 進  
委 員

4番の岩渕です。

本日欠席の蓮沼委員に代わり、3条の11番と18番の案件を報告します。

まず11番の案件ですが、先月28日、書類審査を行い、後日、渡人に申請内容の確認を電話で行いました。

渡人は高齢で、農地の整理を始めることにしたそうです。

一方、受人は地元でも指折りの農業法人で、規模拡大を図っているそうで、両者の思惑が一致して、今回の契約になったそうです。

書類に不備もなく、許可相当と思われますが、皆様方のさらなる審議をお願いします。

続いて18番の案件ですが、親子間の所有権移転無償の案件で、書類に不備もなく、許可相当と思われます。

皆様方のさらなる審議をお願いいたします。以上です。

議 長

12番をお願いします。

関口 均 委 員	1番の関口です。 12番について発表いたします。 先月26日に書類審査をし、後日、電話で確認をしました。 受人の話では、この場所は協業のライスセンターでしたが、これを解体して元に戻したが母の名義であったので、受人に、所有権移転をしたということです。 親から子への所有権移転ということで、何ら問題もなく、許可相当と思われますが、さらなる皆様のご審議をお願いいたします。以上です。
議 長	13番をお願いします。
秋山員宏 委 員	18番秋山が13番と14番、26番を報告いたします。 先月の28日に書類審査をいたしまして、後日、13番14番の方、渡人同一なので、電話で確認をいたしました。 渡人によると、農地をもう持っていても仕方ないっていうことで手放したく、今回14番の受人の方は13番14番の代理人になっている方なんですが、その方に相談したところ、仲介に入ってくれるということで、13番の受人の方に代理人の方から買ってくれないかという話をしたそうで、それで13番14番は売買に至ったそうです。 続いて26番ですが、渡人が相続で得た土地だったそうですが、遠方に住んでいて耕作することもできずに、受人は実家だそうなんですが、そちらとの売買になったそうです。 書類に不備もなく、許可相当かと思われますが、皆様方のさらなるご審議をお願いいたします。以上です。
議 長	16番をお願いします。
坂入 進 委 員	5番の坂入です。 3条の16番、23番を報告いたします。 先月の26日に双方とも書類審査を行い、不備のないことを確認いたしました。 なお後日、電話による確認をいたしまして、申請に間違いないとのことでありました。 16番は5条の申請もございます。 23番は、渡人と受人におかれまして、受人が叔母との関係でございます。 双方とも問題はないと思われますが、さらなる皆様方の審議のほどよろしくお願いいたします。

議長	17 番をお願いします。
國府田喜久男委員	<p>13 番國府田です。</p> <p>先月の 26 日に書類を審査いたしまして、確認いたしました。</p> <p>この受人の方は、地元でも有名な大農家で、外国人も 3 人ほど使っております。</p> <p>渡人の方なんですが、もう高齢で、娘さんが一応代行でやっております。</p> <p>ということで、許可相当と思われます。</p> <p>皆様のさらなるご審議をお願いいたします。以上です。</p>
議長	19 番をお願いします。
寺内美雄委員	<p>17 番寺内が 19 番と 20 番、この 2 件について報告をいたします。</p> <p>まず 19 番ですが、渡人と受人は近所で、これまで受人が耕作していたとのことでした。</p> <p>今回、この先耕作できないということで、受人に買ってもらうということになったとのことでした。</p> <p>それから 20 番ですけども、これまで芝畠として、やはり芝屋さんに貸していたとのことでした。</p> <p>貸していた芝屋さんが、廃業するということで、今回畠を返したいということで、申し入れがあったそうです。</p> <p>困っていたところを、たまたま今回、その代理人になっている行政書士さんが同級生とのことで、この同級生に相談したところ、この受人を見つけてくれたそうです。</p> <p>この受人自体も造園業をやっていて、芝を作っているとのことでした。</p> <p>今回、この先引き受けてくれるなら、ということで、無償でもいいからということで渡人は、受人に引き渡すことになったとのことでした。</p> <p>以上 2 件とも、許可相当かと思われますが、皆さんのがんばるご審議のほどお願いをいたします。以上です。</p>
議長	22 番をお願いします。
大林富子委員	<p>20 番の大林です。</p> <p>22 番について報告いたします。</p> <p>先月の 26 日に書類審査を行い、後日、渡人に電話にて内容に間違いないことを確認しました。</p>

	書類に不備もなく、許可相当と判断しますが、皆様のさらなるご審議のほどよろしくお願ひします。以上です。
議 長	24 番をお願いします。
寺内美雄 委 員	17 番寺内が報告をいたします。 24 番と 25 番の 2 件について報告いたします。 まず 24 番ですが受人はタイの方です。 今回、渡人の知人を通じてこの方が畠を探しているという話があったそうで、条件もよかつたもんですから、買ってもらうということになったとのことでした。 それから 25 番ですけども、この農地については受人が耕作をしていたところで、この先規模縮小を図っていきたいということで、耕作をしている人に買ってもらうということで、相談したところ引き受けてくれるということになったとのことです。 以上 2 件とも許可相当かと思われますが皆さんのがさらなるご審議のほどお願いをいたします。以上です。
議 長	27 番をお願いします。
関口 均 委 員	1 番関口です。 受人が同一ということで、27 番 28 番について発表いたします。 先月 26 日に書類審査をして、後日電話で確認を取りました。 まず 27 番ですが、渡人の話ではもともと、他の人に貸していたが、今回、受人が来て、玉ねぎを作りたいから、売ってくれないかと頼まれ、承諾したということです。 次に 28 番の渡人は、間違いないと言ったんですが、他はわからないということで受人に聞いたら、渡人に依頼されて購入したということでした。 27 番、28 番とともに、書類に間違いもなく、許可相当と思われますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。以上です。
議 長	調査委員の報告は、以上でございます。 ご質疑がありましたらお願いします。
委 員	「異議なし」
議 長	異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いた

	します。
	議案第 49 号 受付番号 7 番から 28 番を採決いたします。
	議案第 49 号 受付番号 7 番から 28 番を原案どおり許可することに賛成の委員は挙手を願います。
委 員	(挙手全員)
議 長	<p>挙手全員。議案第 49 号 受付番号 7 番から 28 番を原案どおり許可することに決しました。</p> <p>次に、議案第 50 号「農地法第 4 条の規定による許可について」を上程いたします。</p> <p>それでは、議案について、事務局より説明願います。</p>
事務局長	渡辺主任より説明させます。
渡辺主任	<p>議案第 50 号、農地法第 4 条の規定による許可について、令和 7 年 12 月 4 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。</p> <p>次のページをお願いします。</p> <p>番号：1 番、所在：桑山字拾四番耕地、登記簿地目：田、現況地目：田、面積：964 m<sup>2</sup>、申請人：筑西市桑山、転用事由：車両置場。</p> <p>申請地は、県道石岡筑西線の北側約 400m、市立古里小学校の西側約 1.7 km に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。</p> <p>申請者は、申請地付近で商店を営んでおります。今般、中古車販売業を営む計画をしており、車両置場が必要となったため申請するものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>只今、事務局より説明がありました。</p> <p>受付番号 1 番について、調査委員の報告をお願いします。</p>
岩渕 進 委 員	<p>4 番の岩渕です。</p> <p>本日欠席の蓮沼委員に代わり、4 条の 1 番の案件を報告します。</p> <p>先月 28 日、書類審査と現地確認を行いました。</p> <p>後日、申請人に申請内容の確認を行いました。</p> <p>申請内容に間違이がないとのことでした。</p> <p>書類に不備もなく、許可相当と判断しますが、皆様方のさらなる審議をお願いいたします。以上です。</p>

議長	調査委員の報告は、以上でございます。 ご質疑がありましたらお願ひします。
委員	「異議なし」
議長	異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。 議案第 50 号 受付番号 1 番を採決いたします。 議案第 50 号 受付番号 1 番は 30 a 以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとすること、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。
委員	(挙手全員)
議長	挙手全員。議案第 50 号 受付番号 1 番を県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。 次に、議案第 51 号「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。 それでは、議案について、事務局より説明願います。
事務局長	渡辺主任より説明させます。
渡辺主任	議案第 51 号、農地法第 5 条の規定による許可について、令和 7 年 12 月 4 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。次のページをお願いします。 番号 1 番、権利：使用貸借権、所在：泉字本田、登記簿地目：田、現況地目：田、面積：1,799 m <sup>2</sup> 、譲渡人又は貸主：筑西市小塙、譲受人又は借主：筑西市稻野辺、転用事由：駐車場、一時転用、許可日から令和 8 年 2 月 28 日まで。 申請地は、国道 50 号線の北西側約 1.1 km、国道 294 号線の西側約 1.4 km に位置する広がりのある農地の第 1 種農地です。 申請者は、建設業を営む法人です。今般、申請地近くのセントラルキッチン新築工事に伴い、工事車両の駐車場が必要になったため申請するものです。 2 番、所有権移転有償、西方字相ノ内、畑、畑、422 m <sup>2</sup> 、筑西市西方、筑西市玉戸、自己住宅。 申請地は、国道 50 号線の南東側約 500m、県立下館工業高校の北側約 1.1 km に位置する広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。

申請者は、現在市内の借家にて生活しておりますが、子の成長に伴い手狭になったことから新たに自己住宅を建築すべく申請するものです。

3番、所有権移転無償、赤浜字光連、畠、畠、319 m<sup>2</sup>、外1筆、合計2筆、合計面積：348 m<sup>2</sup>、筑西市赤浜、筑西市赤浜、自己住宅。

申請地は、市立上野小学校跡地の南西側約1.3km、県道つくば真岡線の西側約2.8kmに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。

申請者は、現在実家にて生活しておりますが、子の成長に伴い手狭になったことから新たに自己住宅を建築すべく申請するものです。

4番、所有権移転無償、掉ヶ島字掉ヶ島、畠、畠、499 m<sup>2</sup>、筑西市掉ヶ島、筑西市掉ヶ島、自己住宅。

申請地は、国道50号線の北西側約600m、市立五所小学校の東側約1.4kmに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。

申請者は、現在実家にて生活しておりますが、子の成長に伴い手狭になったことから新たに自己住宅を建築すべく申請するものです。

次のページをお願いします。

5番、賃貸借権、藤ヶ谷字藤野、畠、雑種地、514 m<sup>2</sup>、外2筆、合計3筆、合計面積840 m<sup>2</sup>、筑西市井上、筑西市藤ヶ谷、資材置場。

申請地は、市立関城中学校の北東側約1.0km、市立関城東小学校北西側約1.7kmに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。

申請者は申請地付近で建設業を営む法人です。現在使用している資材置場では手狭であること、また、大型車両での資材運搬が難しいことから、新たに大型車両での運搬が可能な資材置場を確保すべく申請するものです。

なお、申請地にはすでに碎石が敷設されておりこのことについて始末書が添付されております。

6番、所有権移転有償、下野殿字南原、畠、畠、499 m<sup>2</sup>、筑西市下野殿、結城市大字結城、自己住宅。

申請地は、国道294号線の西側約900m、関東鉄道常総線大田郷線の南東側約1.6kmに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。

申請者は現在市外の借家にて生活しておりますが、自己住宅建築の資金計画の目途が立ったため、新たに自己住宅を建築すべく申請するものです。

番号7番と8番は実質的に同一の案件となるため併せてご説明いたします。

7番、所有権移転有償、深見字館野、山林、畠、259 m<sup>2</sup>、筑西市深見、筑西市大塚、店舗。

8番、賃貸借権、深見字館野、畠、畠、79 m<sup>2</sup>、筑西市茂田、筑西市大塚、店舗。

申請地は茨城県西部メディカルセンターの北東側約500m、県道石岡筑西線の南側約800mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。

申請者は、自動二輪販売事業を営む法人です。今般、事業の拡大のため、新たに店舗を建築すべく申請するものです。

以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

受付番号1番から、調査委員の報告をお願いします。

大林富子

20番大林です。

委 員

先月26日に書類審査及び現地確認を行いました。

現地は広がりのある農地の一角にありました。北側の土地は駐車場として使用されておりました。後日、渡人の息子へ電話にて申請内容に、間違いないことを確認いたしました。書類にも不備もなく、許可相当と判断しますが、皆様のさらなるご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長

2番をお願いします。

坂入 進

5番坂入です。

委 員

5条の2番を報告いたします。

先月の26日に書類審査及び現地確認を行いました。

先ほど3条の16番で報告しましたが、転用目的は自己住宅となっており、特に問題はないと思われますが、さらなる皆様方の審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

3番をお願いします。

寺内美雄

17番寺内が報告をいたします。

委 員

11月28日書類の確認とそれから現地の確認を行いました。

その後渡人に電話で確認をいたしました。受人は、渡人の娘さんであります。

今般家族が増えてきたことで、実家のすぐ北側に、家を建てたいということで申請があつて、実家の北側の畠を、転用して住宅を建てたいということでした。

	以上、許可相当かと思われますが、皆さんのさらなるご審議のほどお願いをいたします。
議長	4番をお願いします。
國府田喜久男委員	13番國府田です。 11月の26日に書類審査いたしましてから、現場を見ました。 双方とも確認いたしましたが間違いないということですので、許可と思われますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。以上です。
議長	5番をお願いします。
竹内紀男委員	12番竹内です。 5番を報告いたします。 11月の26日に関城支所において、書類審査と現地の確認をいたしました。 後日、渡人に電話連絡をいたしまして、間違いないということでした。 書類に不備もなく、許可相当と判断いたしますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。以上です。
議長	6番をお願いします。
高橋修委員	14番、高橋です。 私から、6番、7番、8番について報告いたします。 11月26日に書類審査及び現地確認を実施しました。 6番については、代理人申請により、渡人に確認しようとしたが、連絡がとれずに、受人の主人に連絡を取ったところ、自己住宅により、申請のとおり間違いないとのことでした。 次に7番8番ですが、この申請は同一施設の転用であり、代理人申請により、7番の渡人に連絡をしたところ、これまで近くの人に貸していたが、その畳で、今回申請のとおり間違いないとのことでした。 8番については、渡人に連絡したところ、別の施設の方が出て、現在はこの渡人の電話は対応できておらず、同一関連会社の受人の会社に問い合わせたほうがよいと言われたものですから、受人に連絡をしました。 確認したところ、申請に間違いないとのことでした。 ただ、今回の電話確認で、8番の渡人については、最近、他の案件にも出ていたようですが、連絡を取っても、ゴルフクラブの施設が出ており、受人となっていた商事会社の方がよくわかるのでと言われました。

	<p>今後ですね、事務局にはよく所在を確認していただきたいと思います。</p> <p>以上ですが、6番から8番について、書類には不備もなく、許可相当と判断しますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。以上です。</p>
議長	<p>調査委員の報告は、以上でございます。</p> <p>ご質疑がありましたらお願いします。</p>
委員	「異議なし」
議長	<p>異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。</p> <p>議案第51号 受付番号1番から8番を採決いたします。</p> <p>議案第51号 受付番号1番から8番は30a以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとすること、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。</p>
委員	(挙手全員)
議長	<p>挙手全員。議案第51号 受付番号1番から8番を県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。</p> <p>次に、議案第52号 「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を上程いたします。</p> <p>それでは、議案について、事務局より説明願います。</p>
事務局長	渡辺主任より説明させます。
渡辺主任	<p>議案第52号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、令和7年12月4日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。</p> <p>次のページをお願いします。</p> <p>番号1番、権利：所有権移転有償、所在：小川字弘化山、登記地目：畠、現況地目：畠、面積：232m<sup>2</sup>、外1筆、合計2筆、合計面積349m<sup>2</sup>、譲渡人又は貸主：栃木県小山市東城南、譲受人又は借主：栃木県小山市東城南、転用事由：自己住宅、承継を伴う事業計画変更。</p> <p>申請地は、市立川島小学校の北西側約1.2km、JR水戸線川島駅の北側約1.5kmに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。</p>

	本件については、令和7年10月23日付で許可済でしたが、申請者の譲受人が誤っていたことから是正すべく申請するものです。以上です。
議長	只今、事務局より説明がありました。 受付番号1番について、調査委員の報告をお願いします
國府田喜久男委員	13番國府田です。 同じく11月26日に、書類審査した後、この現場を見てきました。 後から電話連絡いたしましたが、申請に間違いないということですので、許可と思われますので、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。以上です。
議長	調査委員の報告は、以上でございます。 ご質疑がありましたらお願いします
委員	「異議なし」
議長	異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。 議案第52号 受付番号1番を採決いたします。 議案第52号 受付番号1番は原案どおり許可することに、賛成の委員は举手を願います。
委員	(举手全員)
議長	举手全員。よって議案第52号 受付番号1番は、原案どおり「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を許可することに、決しました。 ここで、一時休憩といたします。 再開は16時といたします。
	15時44分休憩 16時00分再開
議長	休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
	次に、議案第53号「現況確認証明（非農地証明）について」を上程いたします。

事務局長

それでは、議案について、事務局より説明願います。

渡辺主任

渡辺主任より説明させます。

議案第 53 号、現況確認証明(非農地証明)について、令和 7 年 12 月 4 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号 1 番、所在：下川島字東出河原、登記簿地目：畠、現況地目：宅地、面積：99 m<sup>2</sup>、判定地目：宅地、利用状況：住宅敷地、所有者：結城市大字結城。

申請地は、国道 50 号線の北側約 200m、JR 水戸線川島駅の南西側約 1.0 km に位置する土地です。

平成 15 年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

2 番、松原字稻荷前、畠、宅地、278 m<sup>2</sup>、宅地、建物敷地、筑西市松原。

申請地は、市立村田小学校跡地の南側約 1.1 km、県道筑西つくば線沿いに位置する土地です。

平成 5 年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

3 番、伊讚美字東寺野、畠、宅地、132 m<sup>2</sup>、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 198 m<sup>2</sup>、宅地、住宅敷地、筑西市女方、外 2 名。

申請地は、市立川島小学校の北側約 700m、市立下館西中学校の西側約 1.0 km に位置する土地です。

昭和 47 年には、農地ではないとして「家屋登記事項証明書」を添付し証明願が出されております。

4 番、小塙字北、田、宅地、67 m<sup>2</sup>、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 74.74 m<sup>2</sup>、宅地、建物敷地、筑西市小塙。

申請地は、国道 50 号線の北西側約 1.1 km、国道 294 号線の西側約 1.5 km に位置する土地です。

平成 15 年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。

5 番、野田字野田、畠、宅地、82 m<sup>2</sup>、宅地、車庫敷地、筑西市野田。

申請地は、市立嘉田生崎小学校の北側約 500m、国道 294 号線の東側約 1.3 km に位置する土地です。

平成 13 年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、受付番号 1 番から調査委員の報告をお願いします。

高島敏男 委 員	<p>ナンバー 2 番高島です。</p> <p>先月の 26 日にナンバー 1 と、ナンバー 5 の現地確認をいたしました。</p> <p>ナンバー 1 の方は、畑の中の住宅施設として使用しておりますが、ごみの山、またそこにはもう、木が茂っていました。</p> <p>ナンバー 5 の方は、主屋の手前にシャッターのついた、立派な車庫が建てられてました。</p> <p>いずれにしても、20 年以上使用が写真にて認められますので、非農地証明の発行は、可能と思われます。</p> <p>皆様のさらなる審議の方よろしくお願ひいたします。以上です。</p>
議 長	<p>2 番をお願いします。</p>
寺内美雄 委 員	<p>17 番寺内が報告いたします。</p> <p>11 月 28 日、申請書類の確認と、現地の確認を行いました。</p> <p>現地には建物が 2 棟建っており、すでに 20 年以上を経過していることから、非農地証明の発行については可能かと思われますが、皆さんのがさらなるご審議のほどお願いをいたします。以上です。</p>
議 長	<p>3 番をお願いします。</p>
大林富子 委 員	<p>20 番大林です。</p> <p>3 番について報告いたします。</p> <p>先月、26 日に書類審査及び現地確認を行いました。</p> <p>現地は住宅敷地として利用されており、現在は空き家となっており、車庫の屋根も崩れ落ちていました。用途の変更がなされて 20 年以上経過しており、願い出の内容が確認できるものでした。</p> <p>従って、非農地の証明は可能と判断しますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。以上です。</p>
議 長	<p>4 番をお願いします。</p>
関口 均 委 員	<p>1 番関口です。</p> <p>4 番について発表いたします。</p> <p>先月 26 日に書類審査をし、現地調査を行いました。</p> <p>現地は建物敷地の南側であり、耕作もされていないところでした。</p> <p>すでに 20 年以上を経過していることであるから、非農地証明は可能である</p>

	と思われますが、さらなる皆様の審議をお願いいたします。以上です。
議長	調査委員の報告は、以上でございます。 ご質疑がありましたら、お願いします。
委員	「異議なし」
議長	異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。 議案第 53 号 受付番号 1 番から 5 番を採決いたします。 議案第 53 号 受付番号 1 番から 5 番を、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。
委員	(挙手全員)
議長	挙手全員。よって議案第 53 号 受付番号 1 番から 5 番を、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、決しました。 次に、議案第 54 号「買受適格証明（3 条）について」を上程いたします。 それでは、議案について、事務局より説明願います。
事務局長	山本主事より説明させます。
山本主事	議案第 54 号、買受適格証明（3 条）について、令和 7 年 12 月 4 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。次のページをお願いします。 番号：1 番、所在：二木成字前田、登記簿地目：田、現況地目：田、面積：729 m <sup>2</sup> 、願出人：筑西市野殿、経営面積：1,015,036 m <sup>2</sup> 、労力総数及び稼働数：1、1。 なお、本申請に対し、12 月 2 日付けで取下願が提出されていますことを申し添えさせていただきます。 以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今、事務局より説明がありました。 議案第 54 号につきましては全件取下げでございますので、調査委員の報告はございません。ご質疑がありましたらお願いします。
委員	「異議なし」

議長	<p>異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。</p> <p>議案第 54 号 受付番号 1 番を採決いたします。</p> <p>議案第 54 号 受付番号 1 番を取下げとすることに、賛成の委員は举手を願います。</p>
委員	(举手全員)
議長	<p>举手全員。よって議案第号 受付番号 1 番を取下げとすることに、決しました。</p> <p>次に、議案第 55 号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について(一括方式)」を上程いたします。</p> <p>なお、議案第 55 号は、8 番議席・斎藤 一弥 委員が関係者となっておりますので、筑西市農業委員会会議規則第 10 条の規程により、除斥を願います。</p>
	午後 4 時 10 分除斥
	それでは、議案について、事務局より説明願います。
事務局長	市村補佐より説明させます。
市村補佐	<p>議案書の 21 ページをお願いいたします。議案第 55 号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について」(一括方式) 令和 7 年 12 月 4 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。</p> <p>次のページをお願いいたします。</p> <p>農用地利用集積等促進計画（案）総括表の説明をいたします。農地中間管理事業において、茨城県農地中間管理機構が地権者から借受けた農地を借受け希望者へ貸付ける際に、農用地利用集積等促進計画案を作成し、農業委員会から意見を聴取することとなっておりますので、農業委員会の総会にてご審議をお願いするものでございます。今回、農地中間管理機構を介した農地の貸し付けにおいて、契約開始日につきましては、新規のものが、令和 8 年 2 月 1 日が開始日となり、総括表が示してございます。</p> <p>現況地目は田および畑で、各設定区分の合計数のみの読み上げをいたします。</p> <p>契約が 6 年以上 10 年未満のものが、9 筆 2,939 m<sup>2</sup>、10 年以上のものが、243 筆 370,234 m<sup>2</sup>、合計 252 筆 373,173 m<sup>2</sup>でございます。</p> <p>明細につきましては、23 ページから 26 ページのとおりです。詳細については、省略させていただきます。以上でございます。</p>

議長	只今事務局より説明がありました。 議案第 55 号について、ご質疑がありましたら、お願いします。
委員	「異議なし」
議長	異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。 議案第 55 号を採決いたします。 議案第 55 号は原案どおり、「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について(一括方式)」を賛成の委員は挙手を願います。
委員	(挙手全員)
議長	挙手全員。よって、議案第 55 号は原案どおり、「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について(一括方式)」を決定することに、決しました。 ここで 8 番議席・斎藤 一弥 委員の除斥を解きます。
	午後 4 時 14 分解除
事務局長	次に、議案第 56 号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について(再配分)」を上程いたします。 それでは、議案について、事務局より説明願います。
市村補佐	市村補佐より説明させます。 議案書の 27 ページをお願いいたします。議案第 56 号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について(再配分)」令和 7 年 12 月 4 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。 次のページをお願いいたします。 農用地利用集積等促進計画（案）総括表の説明をいたします。農地中間管理事業において、茨城県農地中間管理機構が地権者から借受けた農地を借受け希望者へ貸付ける際に、農用地利用集積等促進計画案を作成し、農業委員会から意見を聴取することとなっておりますので、農業委員会の総会にてご審議をお願いするものでございます。再配分されたものの契約開始日は、令和 8 年 2 月 1 日となります。

	<p>現況地目は田および畑で、各設定区分の合計数のみの読み上げをいたします。</p> <p>契約が3年未満のものが、6筆 6,348 m<sup>2</sup>、3年以上6年未満のものが3筆 12,725 m<sup>2</sup>、6年以上10年未満のものが14筆 9,507 m<sup>2</sup> 合計23筆 28,580 m<sup>2</sup>でございます。</p> <p>明細につきましては、29ページのとおりです。詳細については、省略させていただきます。以上でございます。</p>
議長	<p>只今、事務局より説明がありました。</p> <p>議案第56号について、ご質疑がありましたら、お願いします。</p>
委員	「異議なし」
議長	<p>異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。</p> <p>議案第56号を採決いたします。</p> <p>議案第56号は原案どおり、「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について(再配分)」を賛成の委員は挙手を願います。</p>
委員	(挙手全員)
議長	<p>挙手全員。よって、議案第56号は原案どおり、「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について(再配分)」を決定することに、決しました。</p> <p>次に、日程第4 報告第31号から第33号を事務局より説明願います。</p>
事務局長	中澤副局長より説明させます。
中澤副局長	<p>報告第31号から報告第33号までを一括してご説明させていただきます。</p> <p>初めに30ページをお開き願います。</p> <p>報告第31号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、令和7年12月4日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。</p> <p>次のページをお願いいたします。</p> <p>届出受理件数は10件でございます。</p> <p>これは市街化区域内における所有権移転等を伴う転用で、自己住宅4件、宅地分譲1件、住宅敷地1件、店舗及び住宅敷地1件、共同住宅敷地1件、駐車</p>

場 1 件、住宅用地 1 件でございます。

次に 34 ページをお開き願います。

報告第 32 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について、令和 7 年 12 月 4 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

35 ページから 46 ページにかけまして合意解約の通知のありました件数、33 件でございます。

次に 47 ページをお開き願います。

報告第 33 号 非農地判断について、令和 7 年 12 月 4 日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

非農地判断件数 5 件でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長

報告第 31 号から第 33 号につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

以上で、今定例会の案件は全て議了いたしました。

これをもちまして令和 7 年度第 9 回筑西市農業委員会定例総会を閉会いたします。

委員のみなさま、長時間にわたるご審議、大変お疲れさまでした。

総会会議の顛末を記録し、その公平なることを証して議長は議事録署名委員とともに署名する。

令和 7 年 12 月 4 日

議 長

署名委員

署名委員